

# 兵庫県公報

平成24年9月28日 金曜日 第2427号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	5
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（同）	6
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	7
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 落札者等の公示（管理課）	13
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	13
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	13
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則	15
○ 兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則	16

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則（教育委員会規則第11号）  
教職員の能力開発及び教育活動の充実を目的とした新たな勤務評定制度の試行を終え、人事評価・育成制度として実施することに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則（教育委員会規則第12号）  
教職員の能力開発及び教育活動の充実を目的とした新たな勤務評定制度の試行を終え、人事評価・育成制度として実施することに伴い、必要な事項を定めることとした。

## 告 示

### 兵庫県告示第1268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 新太尾土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
監 事	堀 宗 貴	姫路市豊富町豊富365番地の2
同	堀 泰 仁	同 市豊富町豊富418番地の1
同	大 西 和 馬	同 市豊富町豊富1172番地

2 洞城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	岩 谷 徹	姫路市林田町上伊勢349番地
同	三 村 香代子	同 市林田町大堤279番地

3 氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	俵 正 行	丹波市氷上町沼20番地
同	芦 田 勝 利	同 市氷上町御油122番地
同	蘆 田 好 一	同 市氷上町御油268番地
同	宮 垣 保 政	同 市氷上町鴨内125番地
同	細 見 三 雄	同 市氷上町小谷70番地 1
同	中 澤 一 夫	同 市氷上町井中48番地 1
同	兼 古 捨 人	同 市氷上町賀茂208番地
同	足 立 初 男	同 市氷上町賀茂757番地
同	谷 水 尚 道	同 市氷上町賀茂1427番地 5
同	荻 野 和 重	同 市氷上町賀茂1290番地
同	前 田 和 夫	同 市氷上町常楽958番地 3
同	臼 井 八洲郎	同 市氷上町絹山629番地
同	臼 井 秀 雄	同 市氷上町香良434番地
同	田 邊 幸太郎	同 市氷上町伊佐口213番地
同	藤 谷 留 男	同 市氷上町日比宇162番地 1
同	安 田 伸 行	同 市氷上町棧敷178番地
同	坂 本 脩	同 市氷上町南油良288番地
同	由 良 悦 夫	同 市氷上町北油良533番地 1
同	荻 野 敏 弘	同 市氷上町氷上279番地
監 事	宮 垣 昭 男	同 市氷上町鴨内525番地 1
同	矢 尾 拓 巳	同 市氷上町井中1005番地
同	阿瀬井 將 文	同 市氷上町絹山427番地 3
同	谷 垣 敏 一	同 市氷上町棧敷168番地 1
同	炭 野 英 明	同 市氷上町氷上228番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	俵 正 行	丹波市氷上町沼20番地
同	芦 田 隆 義	同 市氷上町御油90番地
同	井 上 立 身	同 市氷上町御油366番地
同	宮 垣 保 政	同 市氷上町鴨内125番地
同	細 見 三 雄	同 市氷上町小谷70番地 1
同	中 澤 一 夫	同 市氷上町井中48番地 1
同	兼 古 善 明	同 市氷上町賀茂415番地
同	足 立 康 彦	同 市氷上町賀茂949番地
同	谷 水 博 二	同 市氷上町賀茂1422番地 1
同	安 田 邦 幸	同 市氷上町賀茂1432番地 2
同	山 本 泰治郎	同 市氷上町常楽661番地
同	臼 井 八洲郎	同 市氷上町絹山629番地
同	荻 野 昌 三	同 市氷上町香良397番地
同	田 邊 幸太郎	同 市氷上町伊佐口213番地
同	藤 谷 留 男	同 市氷上町日比宇162番地 1
同	安 田 茂 昭	同 市氷上町棧敷114番地
同	足 立 吉 伸	同 市氷上町南油良297番地

同	山 本 隆	同	市氷上町北油良151番地
同	荻 野 敏 弘	同	市氷上町氷上279番地
監 事	細 見 秀之助	同	市氷上町小谷72番地
同	平 井 信 義	同	市氷上町賀茂741番地
同	阿瀬井 將 文	同	市氷上町絹山427番地 3
同	臼 井 正 博	同	市氷上町棧敷258番地
同	荻 野 潔	同	市氷上町南油良221番地

4 湊里土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	進 藤 信 治	南あわじ市湊里1455番地 1
同	前 田 羊	同 市湊里1480番地
同	菊 川 秋 夫	同 市湊里638番地
同	川 野 展 史	同 市湊里1362番地
同	三 野 弘 二	同 市湊里1369番地
同	下 村 正 一	同 市湊里1427番地
同	中 村 尚 之	同 市湊里1433番地
同	中 村 光 伸	同 市湊里1344番地 2
同	前 畠 好 孝	同 市湊里1307番地
同	垣 一 民	同 市湊里1098番地
同	山 下 貞 男	同 市湊里973番地
同	村 上 槇 夫	同 市湊里1366番地 1
同	川 上 和 博	同 市湊里1170番地 1
同	川 上 光 彦	同 市湊里924番地 1
同	川 上 歳 和	同 市湊里779番地
監 事	山 本 勇	同 市湊里1456番地
同	進 藤 正 則	同 市湊里113番地 1
同	川 野 計 郎	同 市湊里1454番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	進 藤 信 治	南あわじ市湊里1455番地 1
同	前 田 羊	同 市湊里1480番地
同	菊 川 秋 夫	同 市湊里638番地
同	川 野 展 史	同 市湊里1362番地
同	三 野 弘 二	同 市湊里1369番地
同	下 村 正 一	同 市湊里1427番地
同	中 村 尚 之	同 市湊里1433番地
同	中 村 光 伸	同 市湊里1344番地 2
同	前 畠 好 孝	同 市湊里1307番地
同	垣 一 民	同 市湊里1098番地
同	山 下 貞 男	同 市湊里973番地
同	村 上 槇 夫	同 市湊里1366番地 1
同	川 上 和 博	同 市湊里1170番地 1
同	川 上 光 彦	同 市湊里924番地 1
同	川 上 歳 和	同 市湊里779番地
監 事	山 本 昇	同 市湊里1456番地
同	進 藤 正 則	同 市湊里113番地 1
同	川 野 計 郎	同 市湊里1454番地

5 津名土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	谷 岡 清 輝	淡路市大町上204番地 5
同	大 向 利 寛	同 市大町下1188番地
同	中 尾 誠 七	同 市大町畑1082番地 3
同	船 越 隆 好	同 市木曾上800番地 3
同	高 田 公	同 市木曾下367番地
同	水 坪 宣 博	同 市木曾上1675番地 2
同	西 川 幸 彦	同 市木曾上畑819番地
同	永 西 弘	同 市中田522番地
同	牛 田 秀 雄	同 市中田2106番地 3
同	松 田 義 秋	同 市中田3885番地
同	遠 松 和 寛	同 市池ノ内637番地
同	平 松 章	同 市王子819番地
同	門 康 彦	同 市志筑1438番地 1
監 事	高 田 武	同 市木曾上畑414番地 2
同	出 畑 和 夫	同 市木曾下313番地
同	出 雲 清	同 市中田676番地 2

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

谷 岡 清 輝

大 歳 喜 久

古 田 恒 幸

船 越 隆 好

高 田 公

山 田 晃 正

西 川 幸 彦

簀 田 三 郎

稲 家 茂

松 田 義 秋

橋 本 幸 男

平 松 章

門 康 彦

高 田 武

出 畑 和 夫

出 雲 清

住 所

淡路市大町上204番地 5

同 市大町下54番地 2

同 市大町畑948番地 2

同 市木曾上800番地 3

同 市木曾下367番地

同 市木曾上1633番地 5

同 市木曾上畑819番地

同 市中田374番地

同 市中田1734番地

同 市中田3885番地

同 市池ノ内493番地 3

同 市王子819番地

同 市志筑1438番地 1

同 市木曾上畑414番地 2

同 市木曾下313番地

同 市中田676番地 2

6 東条土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

頼 金 文 雄

小 池 敏

都 倉 和 保

柴 崎 正 義

井 上 克 弥

水 口 逸 男

松 本 剛

竹 下 温 雄

安 居 年 明

坂 本 和 典

藤 井 良 一

中 埜 肇

平 川 德 幸

岸 本 茂 和

住 所

加東市黒谷329番地

同 市秋津249番地

同 市秋津415番地

同 市秋津1079番地

同 市秋津1663番地

同 市少分谷387番地

同 市長貞212番地

同 市長貞649番地

同 市長貞1488番地

同 市森181番地

同 市岡本131番地 2

同 市岩屋375番地

同 市新定359番地

同 市吉井522番地 4

同	廣 田 幸 盛	同	市小沢496番地 1
同	藤 原 貞 明	同	市栄枝130番地
同	大 西 弘 之	同	市厚利346番地
同	藤 原 進	同	市松沢366番地
同	長 濱 順 一	同	市東垂水34番地
監 事	今 田 耕 一	同	市秋津1795番地
同	柴 崎 光 男	同	市岡本210番地
同	藤 原 愛 千	同	市厚利162番地 3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 公 生	加東市黒谷495番地 2
同	小 池 敏	同 市秋津249番地
同	都 倉 和 保	同 市秋津415番地
同	都 倉 英 隆	同 市秋津1148番地
同	井 上 克 弥	同 市秋津1663番地
同	水 口 逸 男	同 市少分谷387番地
同	松 本 剛	同 市長貞212番地
同	竹 下 温 雄	同 市長貞649番地
同	安 居 年 明	同 市長貞1488番地
同	坂 本 和 典	同 市森181番地
同	柴 崎 晃 佳	同 市岡本303番地
同	中 埜 肇	同 市岩屋375番地
同	平 川 德 幸	同 市新定359番地
同	岸 本 茂 和	同 市吉井522番地 4
同	山 本 信 男	同 市小沢438番地
同	藤 原 昌 宏	同 市栄枝758番地 1
同	大 西 弘 之	同 市厚利346番地
同	吉 田 芳 博	同 市松沢487番地
同	長 濱 順 一	同 市東垂水34番地
監 事	今 田 耕 一	同 市秋津1795番地
同	岩 本 桂 介	同 市岡本1500番地 1
同	藤 原 愛 千	同 市厚利162番地 3



兵庫県告示第1269号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
都志区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	平成24年 9月 4日
鳥飼区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同



兵庫県告示第1270号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定

により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
明石浦加入区	平成24年9月4日
林崎加入区	平成24年9月7日
東二見加入区	平成24年8月20日
西二見加入区	平成24年8月31日
家島加入区	平成24年9月4日
赤穂市加入区	平成24年9月6日
富島加入区	平成24年9月5日
浅野浦加入区	同
育波浦加入区	同
室津浦加入区	同
江井加入区	平成24年8月31日
尾崎加入区	同



**兵庫県告示第1271号**

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

法第125条の2に規定する養殖業中

「駒ヶ林加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち長田区駒ヶ林町、野田町、海運町及び久保町の区域

東須磨加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区若宮町、南町、鷹取町、須磨浦通2丁目、外浜町、潮見台町、戸政町、高尾台及び高倉台の区域

須磨浦加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区須磨浦通3丁目から6丁目、須磨本町2丁目、千守町1丁目及び潮見台町4丁目の区域」

を

「駒ヶ林加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち長田区駒ヶ林町、海運町及び久保町の区域

東須磨加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区若宮町、外浜町、鷹取町、衣掛町、千歳町、戸政町、南町、天神町、高尾台及び高倉台並びに長田区長楽町及び野田町の区域

須磨浦加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区須磨浦通、須磨本町2丁目、千守町1丁目、須磨寺町及び潮見台町の区域」

に改める。



**兵庫県告示第1272号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町横坂字下高山435の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下高山435の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1273号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除予定保安林の所在場所

佐用郡佐用町大垣内字向イノ山575の7、575の13から575の15まで、582の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため



兵庫県告示第1274号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		
ベンリッコ・アンド・カンパニー(株) (代)戸山 雅文	神戸市東灘区御影石町1-3-6	般-20 第114099号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年5月31日
三興建設(株) (代)小川 苑江	同 市同 区西岡本4-15-1	特-23 第100521号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
楠本工業 (代)楠本 博	同 市灘区新在家南町5-7-15	般-19 第106127号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月18日
楠浦次 (代)浦次 力男	同 市同区鹿ノ下通1-2-14	般-22 第105609号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
J B トールシステム(株) (代)佃 長次	同 市中央区磯辺通3-2-17	般-19・20・21 第115051号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月29日
栄技建 (代)宮崎 栄次	同 市北区筑紫ヶ丘8-9-4	般-23 第116085号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月5日

八雲建設(株) 代松本 将志	同 市同区山田町福地 字三京11	般-19・23 第115006号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 7月25日
長畑造園 代長畑 信一	同 市長田区鹿松町2 -6-3	般-22・23 第115889号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 1日
野田電気(株) 代野田 日出雄	同 市須磨区戸政町2 -1-9	般・特-22 第105108号	一般 特定	電気工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 6月25日
株東海電気 代上田 訓	同 市同 区権現町2 -6-15	般-21 第110754号	一般	電気工事業、管工事 業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 7月24日
コープ住宅(株) 代木村 昭次	同 市垂水区福田3- 2-12	特-23 第111499号	特定	大工工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 6月27日
大商建工(株) 代藤森 和彦	同 市西区伊川谷町有 瀬29-11	般-19 第112655号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 21日
つるみ電気(株) 代米倉 宏	尼崎市西難波町2-25 -14	般-21 第204269号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 28日
尼創 代西原 忠彦	同 市南七松町1-11 -4	般-23 第217422号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 7月22日
五大ディ・シー・ エム(株) 代酒井 米三	西宮市六湛寺町12-3	般-22 第217215号	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 6月26日
株日本管財環境サ ービス 代藤澤 和則	同 市池田町9-7	般・特-23 第217297号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 7月 1日
西海建設(株) 代西海 正明	伊丹市南鈴原2-189	般-22 第216146号	一般	大工工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 2月21日
宗像建設(株) 代宗像 毅	同 市西台2-2-10	般・特-19 第202686号	一般	とび・土工工事業、管 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 3月30日
株大興コーポレー ション 代浦津 直幸	同 市行基町1-41	般-22 第216221号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 7月11日
三興工業 代吉田 忠男	宝塚市安倉南4-39- 18	般-19 第301790号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月29日
有ビーエムシー 代池内 政俊	同 市切細字長尾山19	般-22 第302083号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 7月20日
川西技建工業(有) 代金山 弘	川西市東畦野1-9- 7	般・特-19 第301302号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 2月29日
株明翔建設 代春山 仁洋	同 市平野3-1-8	般-20 第301953号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月30日
行平石材店 代行平 務	三木市府内町11-31	般-21 第350810号	一般	石工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 4日
瀬上組 代瀬上 浩司	同 市自由が丘本町3 -189	般-21 第353411号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 7月11日

加西テレビ電気商会 (代)中村 茂	加西市上宮木町387-36	般-22 第353470号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
㈱山本工芸 (代)山本 博三	加東市下久米1349	般-20 第353016号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 3月31日
㈱セリウ電器 (代)芹生 哲法	同 市上滝野660-3	般-19 第351809号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 7月 6日
出井組 (代)出井 時雄	同 市梶原332-1	般-23 第350014号	一般	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
㈱平尾工務店 (代)平尾 博之	同 市天神341	特-22 第350147号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日
筒井工業 (代)筒井 洋	姫路市飾磨区英賀宮町2-71-4	般-19 第460397号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年 1月12日
㈱アートスタイル (代)清水 正之	同 市飯田 1-13	般-22 第460759号	一般	建築工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 9月30日
吉田鉄筋工業 (代)吉田 晴義	同 市大津区真砂町31-2	般-19 第455345号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 2月22日
㈱ K A S H I M A・J (代)中村 光弘	同 市北条永良町139	般-21 第459908号	一般	鋼構造物工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5月15日
㈹ミナミ設備 (代)南 和義	同 市夢前町塚本198-3	般-23 第459575号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
㈱セイブ (代)小和 正志	同 市飾磨区山崎292-1	般-19 第457391号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 6月 1日
板家建設㈱ (代)板家 功武	同 市夢前町前之庄2147-1	般-22 第451391号	一般	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 7月 2日
㈹飛石自動車整備 (代)飛石 英男	同 市安富町狭戸544	般-23 第460264号	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日
サン設備工業㈱ (代)黒田 章夫	篠山市向井211	般-23 第751119号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 3月27日
谷口工務店 (代)谷口 涼平	丹波市青垣町稲土28-1	般-20 第752261号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月 2日
田邊工務店 (代)田邊 孝一	同 市氷上町大谷205	般-21 第752147号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月30日
丹波市森林組合 (代)中尾 正文	同 市青垣町佐治744-1	特-21 第752159号	特定	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 7月 1日
㈱新岡商店 (代)新岡 幸政	洲本市下内膳857-1	般-22 第801991号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 6日
㈹高島建材 (代)高島 一	淡路市野島臺浦165-4	般-22 第801333号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 5月20日



兵庫県告示第1275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、播磨町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間  
平成24年 7月23日から同年 9月 6日まで
- 3 作業地域  
加古郡播磨町北部

公 告

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）スーパービバホーム伊丹店  
所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 東京センチュリーリース株式会社  
代表者の氏名 浅 田 俊 一  
住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社L I X I L ビバ  
代表者の氏名 豆 成 勝 博  
住所 埼玉県上尾市上298番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年 5月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,133平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
485台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
83台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
295平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
29.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社L I X I L ビバ	午前 6 時30分	午後 9 時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口 1 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成24年9月11日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年9月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年1月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ショッピングデパート津名  
所在地 淡路市志筑新島10番地3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
津名商業協同組合	河 野 健	淡路市志筑新島10番地の3
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社河野	河 野 健	淡路市志筑1521番地の1
マルシンレコード有限会社	細 島 廣 治	淡路市志筑1580番地の1

 外22者
    - イ 変更後
 

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社河野	河 野 健	淡路市志筑1521番地の1
株式会社マルショウ	山 中 敬 子	洲本市物部三丁目6番13号

 外22者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
午前9時から午後11時まで（ただし、年間31日は午前8時から午後11時まで）
    - イ 変更後  
午前7時から午後11時まで

- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年3月31日ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年9月7日
- 5 届出年月日  
平成24年9月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年9月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年1月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字松東624番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家117番地  
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 明 憲
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年4月17日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2号（24高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市黒川町字萬四良カチ488番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市王子町868番地の1  
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年8月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-22-2号（23小野）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市北条町北条字宮西575番、576番1、578番1、578番2、579番、580番、581番1、水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市伊伝居369番地  
有馬不動産 代表者 有 馬 久 和
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年8月21日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-20-2号（23加西）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月28日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県オープン系システム共通基盤拡充整備に係るサーバ機器等 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 8月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
S C S K株式会社 東京都江東区豊洲3丁目2番20号
- 5 落札金額  
6,361,950円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 7月17日

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第45号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成24年 9月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,037

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 825,302



**兵庫県選挙管理委員会告示第46号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成24年 9月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

（選 挙 区 名）

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	55,828
神戸市灘区	35,062
神戸市中央区	33,171
神戸市兵庫区	30,253
神戸市北区	61,442
神戸市長田区	27,430
神戸市須磨区	45,659

神戸市垂水区	61,172
神戸市西区	66,234
姫路市	137,925
尼崎市	126,952
明石市	79,504
西宮市	126,990
洲本市	13,212
芦屋市	26,166
伊丹市	53,004
相生市	8,637
豊岡市	23,686
加古川市	72,268
たつの市及び揖保郡	30,750
赤穂市及び赤穂郡	18,406
西脇市及び多可郡	18,006
宝塚市	62,271
三木市	22,294
高砂市	25,456
川西市及び川辺郡	52,086
小野市	13,178
三田市	30,292
加西市	12,794
篠山市	12,131
養父市	7,371
丹波市	18,610
南あわじ市	14,054
朝来市	9,100
淡路市	13,348
宍粟市	11,492
加東市	10,647
加古郡	17,877
神崎郡	12,340
佐用郡	5,451
美方郡	10,147



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

- 1 病院及び介護老人保健施設の表三田市の項中

「

医療法人 山西会 津田病院	同 市東本庄2017
---------------	------------

」

を

医療法人 山西会 三田西病院	同 市東本庄2017
----------------	------------

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表神戸市の項中

神戸市立さざんか療護園	同 市西区玉津町水谷字セリ谷397-5
-------------	---------------------

を

神戸市立さざんか療護園	同 市西区井吹台北町5丁目2
-------------	----------------

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則をここに公布する。

平成24年 9月28日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第11号

兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町組合教育委員会の行う県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価・育成（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条に規定する勤務成績の評定及び教職員の育成に係る計画をいう。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 人事評価・育成は、教職員の勤務状況について公正かつ客観的な評価を行い、適正な人事行政に資するとともに、教職員の能力開発と教育活動の充実に資することを目的とする。

(実施の範囲)

第3条 人事評価・育成は、兵庫県教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員を除き、すべての教職員について実施するものとする。

(種類及び実施時期)

第4条 人事評価・育成は、定期評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年10月1日に実施するものとする。

3 臨時評価は、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町組合教育委員会が特に必要と認める教職員について、随時実施するものとする。

(評価・育成者)

第5条 市町組合教育委員会は、次のとおりの評価・育成者に、県教育委員会が別に定める方法により、評価を行わせ、教職員の能力開発及び課題等の改善に向けた指導・助言を行うものとする。

教職員の区分	評価・育成者	
	第1次評価・育成者	第2次評価・育成者
校長	市町組合教育委員会の教育次長又は関係部課長	市町組合教育委員会の教育長
教頭	校長	市町組合教育委員会の教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員	教頭	校長

2 校長は、県教育長が別に定める方法により、人事評価・育成に関する書類を市町組合教育委員会の教育長に提出するものとする。

3 市町組合教育委員会の教育長は、評価結果を市町組合教育委員会に報告するものとする。

(報告)

第6条 市町組合教育委員会は、県教育委員会が別に定める方法により、評価結果を県教育委員会に報告しなければならない。

(評価結果の開示)

第7条 評価結果は、教職員から開示の希望がある場合及び教職員の職務遂行状況等に問題があると認められる場合には、当該教職員に開示するものとする。

(評価結果の効力)

第8条 評価結果は、当該評価期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。

2 評価結果の有効期間は、新たに評価が実施されるまでとする。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、人事評価・育成の実施について必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月2日から施行する。

(兵庫県市町村立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止)

2 兵庫県市町村立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の兵庫県市町村立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の規定によりなされた勤務評定については、この規則による評価結果が出るまでの間は、なお、その効力を有する。



兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第12号

兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員（以下「教職員」という。）の人事評価・育成（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項に規定する勤務成績の評定及び教職員の育成をいう。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 人事評価・育成は、教職員の勤務状況について公正かつ客観的な評価を行い、適正な人事行政に資するとともに、教職員の能力開発と教育活動の充実に資することを目的とする。

(実施の範囲)

第3条 人事評価・育成は、兵庫県教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教職員を除き、すべての教職員について実施するものとする。

(種類及び実施時期)

第4条 人事評価・育成は、定期評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年10月1日に実施するものとする。

3 臨時評価は、教育長が特に必要と認める教職員について、随時実施するものとする。

(評価・育成者)

第5条 評価・育成者は、次のとおりとし、教育長が別に定める方法により評価を行い、教職員の能力開発及び課題等の改善に向けた指導・助言を行うものとする。

教職員の区分	評価・育成者	
	第1次評価・育成者	第2次評価・育成者
校長、副校長	兵庫県教育次長又は関係課室長	教育長
教頭、事務長及び船長	校長	教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭（複数の教頭が配置されている場合は、原則として校長の指定により分担する。）	校長
事務職員、技術職員（学校栄養職員）、事務員及び技術員（実習船乗組員を除く。）	事務長	校長
技術職員（実習船乗組員）及び技術員（実習船乗組員）	船長	校長

2 校長は、教育長が別に定める方法により、人事評価・育成に関する書類を教育長に提出するものとする。

3 教育長は、評価結果を兵庫県教育委員会に報告するものとする。

（評価結果の開示）

第6条 評価結果は、教職員から開示の希望がある場合及び教職員の職務遂行状況等に問題があると認められる場合には、当該教職員に開示するものとする。

（評価結果の効力）

第7条 評価結果は、当該評価期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。

2 評価結果の有効期間は、新たに評価が実施されるまでとする。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、人事評価・育成の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月2日から施行する。

（兵庫県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止）

2 兵庫県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 廃止前の兵庫県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の規定によりなされた勤務評定については、この規則による評価結果が出るまでの間は、なお、その効力を有する。